**平成２２年（フ）第４２５号**
奈良県橿原市御坊町85番地　西村ハイツ202
債務者　内野建築こと　内野　美彦
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４２６号**
奈良県磯城郡田原本町大字千代404番地の27
債務者　齊藤正義こと　斉藤　正義
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４３３号**
奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目10番９号
債務者　藤本　明美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４３５号**
奈良県大和高田市大字市場712番地の１
債務者　松井　泰文
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４４０号**
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台16番35号
債務者　平　　秀幸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４４９号**
奈良県大和高田市大字秋吉120番地の１
債務者　岡本　雪枝（旧姓巽）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４５１号**
奈良県橿原市大垣町197番地の１　ランディ大垣Ｂ―105
債務者　井上　尚香
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４５３号**
奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の１　ル・ソレイユ結崎608号、前住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂420番地
債務者　石丸由起子（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４５４号**
奈良県橿原市観音寺町74番地の２
債務者　岡本　千秋
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４５６号**
奈良県磯城郡田原本町大字宮森203番地の２
債務者　武田　定男
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４６０号**
奈良県北葛城郡王寺町舟戸２丁目4190番地の１―105号
債務者　石田裕美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４６６号**
奈良県大和高田市大字築山141番地の３
債務者　森川　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４７３号**
奈良県大和高田市北本町６番36号、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番30―102号
債務者　内山　惠美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第５６６号**
函館市美原２丁目26番18号
債務者　工藤　理絵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第７６号**
岩手県九戸郡洋野町種市第55地割31番地５
債務者　木下たか子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２２年（フ）第３０６８号**
愛知県知多市長浦１丁目264番地
債務者　古田　真一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３０６９号**
愛知県知多市長浦１丁目264番地
債務者　古田　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３３３５号**
名古屋市天白区梅が丘５丁目1002番地　ルミネス原203号
債務者　櫻木　昭子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部